中小テナントビルのエネルギー管理支援サービス普及促進事業 助成金交付要綱

(制定) 平成25年6月17日付25都環公総地第413号

(目的)

第1条 この要綱は、中小テナントビルのエネルギー管理支援サービス普及促進事業実施要綱(平成25年5月1日付25環エ分第3号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。)第5 3に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の委託を受け事務を執行する中小テナントビルのエネルギー管理支援サービス普及促進事業(以下「本事業」という。)における助成金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりと する。
  - 一 リース契約 BEMSの所有者である貸主が、当該BEMSの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該BEMSを使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該BEMSの使用料を借主に支払う契約
  - 二 割賦販売 BEMSの所有者である売主が、当該BEMSの買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の賦払の方法により分割して当該BEMSの販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該BEMSの所有権が売主に留保されることを条件に、当該BEMSを販売すること。
  - 三 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約に基づき、BEMSの貸付又は販売を行う者

# (助成対象事業者)

- 第3条 本助成金の交付対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は、次に掲げる者であって、過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。
  - 一 実施要綱第4 1(1)に定める者(以下「助成対象中小企業者」という。)
  - 二 BEMSの設置に係るリース契約又は割賦販売の契約(第7条に定める本事業の 実施期限の日までの間継続するものに限る。以下「リース契約等」という。)を助 成対象中小企業者と締結し、共同して次条に定める本助成金の交付対象となる事業 (以下「助成対象事業」という。)を実施しようとするリース事業者(助成対象中 小企業者と共同で交付対象となる場合に限る。)

2 助成対象事業者(前項第2号の場合にあっては、助成対象中小企業者に限る。)は、 実施要綱第4 1(1)イに定める都の「地球温暖化対策報告書制度」における報告書 は、助成金の申請年度の前年度実績分について提出していること。

### (助成対象事業)

- 第4条 助成対象事業は、実施要綱第4 1(2)に定める事業であって、次の要件を満たすものとする。
  - 一 国事業において、平成25年4月1日以降に交付決定を受けた事業であること。
  - 二 助成対象事業においてBEMSを導入する中小テナントビルに入居する全部又は一部のテナント等事業者が自らが使用する部分の消費電力を把握することができること。
- 2 次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。
  - 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - 二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
  - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

#### (助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第4 1(3)に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

#### (本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1(4)に定める金額とする。この場合に おいて、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとす る。

#### (本事業の実施期限)

第7条 本事業の助成対象事業ごとの実施期限は、第10条第1項に規定する交付決定 を行った日の属する年度から起算して2箇年度目の末日とする。

# (事前申請の受理期間、受理の停止等)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、公社が別に定める期間 (天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)に、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する国事業において交付決定を受けた機器・システムについて、助成金交付に係る 事前申請書(第1号様式)及び別表第1に掲げる書類をBEMSアグリゲーターを経由して公社に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請による交付額 の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申 請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請書が提出された場合は、当該申 請書の中で抽選を行い、受理するものを決定する。
- 4 公社は、第1項の規定による申請を予算超過日以前に受理した場合又は前項の規定により受理した場合にあっては、当該申請をした助成対象事業者に対し、受理した旨を助成金交付に係る事前申請受理書(第2号様式)で通知するものとし、前項の規定により不受理とした場合にあっては、当該申請をした助成対象事業者に対し、不受理とした旨を助成金交付に係る事前申請不受理書(第3号様式)で通知するものとする。
- 5 前項の規定による通知は、本助成金の交付申請の交付決定に関して、優先的な扱い を認めるものではない。

## (本助成金の交付申請)

- 第9条 本助成金の交付を受けようとする者は、国事業において交付すべき補助金の額が確定し、その旨の通知を受けた後に、助成金交付申請書(第4号様式)及び別表第2に掲げる書類をBEMSアグリゲーターを経由して公社に提出するものとする。
- 2 前項において、リース事業者が助成事業を実施しようとする場合は、リース契約等 を締結した中小企業者等とリース事業者とが共同で申請するものとする。
- 3 前項の規定は、前条第1項、第12条、第13条第1項、第15条、第16条第1項、第19条第3項及び第23条第1項第2号の規定による申請をした場合に準用する。

## (本助成金の交付決定及び助成額の確定)

- 第10条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定及び交付することとする場合にあっては交付すべき本助成金の額の確定を行う。
- 2 公社は、前項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書(第5号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

#### (交付の条件)

第11条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定通知を受ける助

成対象事業者(以下「助成事業者」という。)に対し、交付の条件として、次の条件 を付すものとする。

- BEMSを導入した日から起算して6箇月後から1年以内に、公社が実施する省 エネルギー診断を受診すること。
- 二 前号の受診に当たっては、BEMSを通じたエネルギー管理支援サービスを受ける全部又は一部のテナント等事業者の専有部に対しても、受診の協力を求めるよう 努めること。
- 三 エネルギー管理支援サービス開始後1年間における全部又は一部のテナント等 事業者ごとの電力使用量の実績及び第1号に規定する省エネルギー診断の結果を、 BEMSアグリゲータを経由して、速やかに公社に報告すること。
- 四 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- 五 前条第2項の本助成金の交付決定の通知の後に都又は公社が本事業の事業者名、 事業所名その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その 公表に協力すること。
- 六 この要綱、本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる 管理者の注意をもって助成事業を行うものとする。
- 七 第13条第1項に該当するときは、あらかじめ公社の承認を受けること。
- 八 公社が第18条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り 消した場合は、これに従うこと。
- 九 公社が第19条第1項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第20条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 十 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等 を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

### (申請の撤回)

- 第12条 助成事業者は、第10条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第7号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

## (助成事業の承継)

第13条 助成事業者は、相続若しくは法人の合併若しくは分割により助成事業を行う

者の地位が承継される場合において、又は契約により助成対象となる機器についてリース事業者から共同で申請をした中小企業者等への所有権移転が行われ、当該リース事業者の助成事業を行う者の地位が当該中小企業者等へ承継される場合において、承継をする者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、助成事業承継承認申請書(第8号様式)をあらかじめ公社に提出するものとする。

2 公社は、前項の規定により申請を受けた場合は、その者が助成事業を行う者の地位を承継すると認めるときは、承認を行うものとする。

### (事情変更による決定の取消し等)

- 第14条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものと する。

### (事業者情報の変更に伴う届出)

第15条 助成事業者は、個人にあっては氏名、住所等を、法人にあっては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書 (第9号様式)を公社に提出しなければならない。

#### (本助成金の交付)

- 第16条 助成事業者は、第10条第2項の規定により本助成金の交付決定及び額の確定の通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第10号様式)を提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると 認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

- 第17条 助成事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継(第13条第1項に規定する承継を除く。)をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

#### (交付決定の取消し)

- 第18条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条第2項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - 一 国事業に係る交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
  - 二 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
  - 三 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
  - 四 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
  - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に通知 するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

### (本助成金の返還)

- 第19条 公社は、助成事業者に対し、第14条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金 返還報告書(第11号様式)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第21条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前4項中「公社」とある のは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (違約加算金)

- 第20条 公社は、第18条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規程による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に 納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とある

のは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (延滞金)

- 第21条 公社は、助成事業者に対し、第19条第1項の規定により本助成金の返還を 請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額 (違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当 該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額に つき年10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とある のは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

## (他の助成金等の一時停止等)

- 第22条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用する。

## (財産の管理及び処分)

- 第23条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)の管理及び処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければならない。
  - 一 取得財産等については、第7条の本事業の実施期限の日までの間、善良な管理者 の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るこ ととし、処分をしてはならない。
  - 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が10年以上となるものについて、耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(第12号様式)により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が、当該承認に係る取得財産等の処分をした場合は、当該助成事業者に対し、交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額を請求するものとする。

- 3 助成対象事業者は、前項の規定による交付した本助成金の全部又は一部に相当する 金額の請求を受けたときは、これを公社に返還しなければならない。
- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前3項中「公社」とある のは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

### (助成事業の経理)

- 第24条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の書類について、第10条第1項において規定する公社の交付 決定日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかなければならない。

#### (調査等)

- 第25条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査 又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とある のは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用する。

## (指導・助言)

- 第26条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成対象事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用する。

### (実績の報告)

- 第27条 公社は、助成事業者から第11条第3号の報告書の提出を受けた場合には、 速やかに都に報告するものとする。
- 2 助成事業者は、都又は公社が前項の報告に基づき事業者名、事業所名その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力しなければならない。

#### (個人情報等の取り扱い)

第28条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成する

ために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

## (その他必要な事項)

第29条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則(平成25年6月17日付25都環公総地第413号) (施行期日)

この要綱は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

# 別表第1(第8条第1項関係必要書類)

	必要書類	備考
1	助成金交付に係る事前申請書 (第1号様式及び別紙)	
2	国事業において受領した交付決定通知書	写し
3	事業計画書	
4	システム概要図	
5	計測・制御対象一覧 (ポイントリスト)	
6	設置許可書 (該当する場合のみ) (リース等事業者が本事業を行う場合)	
7	商業(法人)登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)	原本
8	BEMS 設置事業所におけるテナントとの賃貸借契約書、又はそれに準ずる書類	写し
9	助成対象中小企業者の会社事業所概要書	
10	「東京都地球温暖化対策報告書」の提出書及び報告書 (公社受領印があるもの)	写し
11	返信用封筒(角型2号)2枚 (送付先が記入されたもの)	
12	その他公社が必要と認める書類	

#### (備考)

協業組合、企業組合等の場合にあっては、7の商業(法人)登記簿謄本に、定款及び組合員名簿を添付すること。

# 別表第2(第9条第1項関係必要書類)

	必要書類	備考
1	助成金交付申請書(第5号様式及び別紙)	
2	国事業において提出した助成事業実績報告書	写し
3	国事業において受領した助成金額確定通知書	写し
4	エネルギー管理支援サービスのサービス契約書	
5	BEMS 導入に係る契約書類(工事請負、リース等)	写し
6	事業報告書	
7	契約設計図書	
8	計測・制御対象一覧 (ポイントリスト)	
9	工事写真	
10	利益排除計算書(根拠書類含む)(該当する場合のみ)	
11	助成金振込口座登録書(第13号様式)	
12	振込口座が確認できる書類 (上記口座の振込口座が確認できる書類)	写し
13	その他公社が必要と認める書類	